

小・中・義務教育学校

学校教育課 ☎(32)8918

お住まいの通学区域は下の表でご確認ください。通学区域が不明の場合は学校教育課までお問い合わせください。また、特別な事情(在学中の転居、身体的理由等)がある場合は、指定された学校以外への就学を許可する場合がありますので、学校教育課へお問い合わせください。

転校

■転入の手続き

市民課で転入の手続きを終えた後、学校教育課にて転入学通知書を受け取り、転入学する学校へ提出してください。なお、事前に転入学する学校へ連絡をお願いします。

■転出の手続き

- ①保護者は、転校することを学校へお知らせください。
 - ②最終登校日までに学校から転校書類(在学証明書・教科書給与証明書など)の交付を受けてください。
 - ③市民課で異動手続きを行ってください。
 - ④転出先において転校手続きを行ってください。
- ※各自治体で取り扱いが異なる場合がありますので、事前に転出先の教育委員会にお問い合わせされることをお勧めします。

小・中・義務教育学校の通学区域

学校名	通学区域
祇園小学校	祇園町、西区、自治医大職員住宅の各自治会区域、祇園一丁目から祇園五丁目までの区域、関根井(祇園原地区*)、医大前一丁目から医大前四丁目までの区域
緑小学校	緑一丁目から緑六丁目、烏ヶ森一丁目、烏ヶ森二丁目、小金井上町(JR宇都宮線東側)
石橋小学校	石橋上町、寿町、石町、旭町、本町、栄町、上大領、中大領、東前原、下大領、入の谷、下石橋、富士見町の各自治会区域
古山小学校	下古山、通古山、下長田、石橋上町の各自治会区域
細谷小学校	上台、細谷、橋本の各自治会区域
石橋北小学校	上古山、上原、若林の各自治会区域
国分寺小学校	駅前、仲町、小金井上町(JR宇都宮線西側)、関根井(祇園原地区*を除く)、小金井北、笹原、箕輪、川東、泉町、鈴苅町、川北、川南、下町、川西、南国分、国分1、国分2、国分3、紫の各自治会区域
国分寺東小学校	柴南1、柴南2、柴南3、柴南4、柴南5、柴南6、あづま町、旭ヶ丘、日出町、柴北1、柴北2、柴北3、柴北4、丸野町、駅東の各自治会区域
南河内第二中学校	祇園・緑小学校区域
石橋中学校	石橋・古山・細谷・石橋北小学校区域
国分寺中学校	国分寺・国分寺東小学校区域
南河内小中学校 (義務教育学校1～9年生)	下原、一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、日生団地、成田、町田上、町田下、谷地賀上、谷地賀下、下文狭、東田中、西田中、地久目喜、仁良川上、仁良川下、本吉田北、本吉田南、塚越、磯部、川島、上吉田、三王山、鯉沼、絹板、絹板台、台坪山、的場、上坪山、東根、西坪山の各自治会区域

※祇園原地区の区域図は、市のホームページでご確認ください。

奨学金貸付

教育総務課 ☎(32)8917

■貸付額

高等学校奨学生(無利子)

修学資金	入学一時金
月額2万円	10万円

大学奨学生(無利子)

修学資金	入学一時金
月額3万円	50万円
月額4万円	30万円
月額5万円	—

※入学一時金のみを借りることはできません。

■条件・募集など 経済的な理由により修学が困難な場合など、いくつかの条件を満たす方

※11月頃から募集します。また、緊急在学奨学生(やむを得ない事情により家計に著しい影響を受け、修学が困難になった方が対象)は、通年で募集を行います。詳しくは広報紙やホームページでご確認ください。

就学援助制度

学校教育課 ☎(32)8918

小・中・義務教育学校に在学または翌年度入学予定のお子さまの家庭で、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒に対し、学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助する就学援助制度があります。

英語検定料助成金の交付

学校教育課 ☎(32)8918

市内小・中・義務教育学校に在籍している児童・生徒で実用英語技能検定(英検)3級以上の受験生に対し、検定料の2分の1を1年度1回に限り助成します。